

平成 23 年 9 月土庄町議会定例会会議録

告示第 64 号

平成 23 年 9 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 23 年 9 月 5 日

土庄町長 岡 田 好 平

- 1、 期 日 平成 23 年 9 月 13 日 (火)
- 2、 場 所 土庄町役場 議場

平成 23 年 9 月 13 日 (火曜日) 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長 (上川正衛君)

おはようございます。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど議会広報委員長、泊満夫君より議会広報掲載のため、議会開催中の写真を撮りたいとの申し出がありましたので、撮影の許可をいたしました。皆さま方のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期議会招集のご挨拶がございます。

岡田町長。

○町長 (岡田好平君)

おはようございます。

本日、平成 23 年 9 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

先日の台風 12 号においては、速度が非常に遅く、また、満潮時間も重なり、香川県及び近隣の県におきましては、甚大な被害が報告されております。土庄町におきましても、年間平均雨量の約 3 割を超える大雨となり、土砂災害警戒情報が発表され、県道の通行止め、土砂崩れによる家屋の一部損壊などの被害が出ました。被害に遭われました方々には心からお見舞いを申し上げます。

さて、国におきましては、菅首相の辞任に伴い、野田新政権が誕生いたしま

した。発生から 6 か月が経過した東日本大震災の復興と原発事故の収束という喫緊の最重要課題をはじめ、経済対策、財政再建などの政策課題が山積した中で重責を担う新内閣の発足であり、この難局を乗り切るため、党内融和と与野党連携による安定した政権運営を基盤として実効性とスピード感ある対応に期待するところであります。

ところで 8 月 20 日から 28 日までの間、瀬戸内国際こども映画祭 2011 が開催されました。子どもたちの豊かな成長と文化の向上を図るとともに、瀬戸内の文化、芸術の振興を目的に小豆島、直島、高松の 6 つの会場で映画 12 作品が上映されたほか、子どもたちを対象とした催しもの、またエンジェルロード脚本賞の発表などさまざまなイベントが行われ、盛況のうちに幕を閉じました。3 年後に予定されています次回映画祭も成功させ、地域の活性化に努める所存でございます。

さて本日提案の議案につきましては、補正予算関係が 5 件、平成 22 年度土庄町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び土庄町公営企業会計決算の認定についてが 1 件、辺地に係る総合整備計画についてが 1 件、条例関係が 4 件、合計 11 件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願いを申し上げまして招集のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（上川正衛君）

去る 9 月 5 日議会運営委員会を開催いたしまして、今期議会の運営等についてご協議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（上川正衛君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。本委員会は、去る 9 月 5 日午前 9 時 30 分より委員会室におきまして、今期 9 月議会定例会の会期、日程等を審議いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

まず会期でございますが、本日 13 日から 15 日までの 3 日間を予定しております。

会議の進め方でございますが、本日は冒頭に閉会中における各委員長の継続

調査の結果報告をしていただき、質疑を行います。

引き続きまして、執行部より議案第 1 号から議案第 11 号までの説明を受け、質疑を行います。その後、議案第 1 号から議案第 5 号までと議案第 7 号から議案第 11 号までを常任委員会に付託いたします。次に議員提案であります発議第 1 号、決算特別委員会の設置及び決定第 1 号、決算特別委員会委員の選任を順次提案し、質疑、討論、採決まで行い、閉会中の決算特別委員会に議案第 6 号の付託をします。次に請願第 1 号、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書の提出を求める請願について説明を受け、委員会に付託をお願いし、散会する予定であります。本会議終了後、各常任委員会にわかれて、付託議案の審査をお願いいたします。

2 日目の 14 日は休会し、最終日の 15 日には各委員長より付託議案の審査結果を報告していただき、質疑、討論、採決を行います。続いて発議第 2 号、離島振興法の改正・延長を求める意見書について説明、質疑、討論、採決を行います。続きまして、議員の派遣について、閉会中の継続調査申出についてを採択します。最後に一般質問を行います。一般質問につきましては、通告期限であります 9 月 6 日の正午までに提出されたものにつきまして、提出順に質問をしていただくことにしております。

以上で今期 9 月土庄町議会定例会を閉会する予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会からのご報告を終わります。

平成23年9月土庄町議会定例会
議事日程（第1号）

（平成23年9月13日招集）

平成23年9月13日（火曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、水道事業特別委員会、病院再編調査特別委員会、新小学校調査特別委員会）
- 第 4 議案第 1号 平成23年度土庄町一般会計補正予算（第5号）
- 第 5 議案第 2号 平成23年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 3号 平成23年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 4号 平成23年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第 5号 平成23年度土庄町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 6号 平成22年度土庄町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び土庄町公営企業会計決算の認定について
- 第10 議案第 7号 土庄町辺地に係る総合整備計画について
- 第11 議案第 8号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 9号 土庄町収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第10号 土庄町体育指導委員に関する条例を廃止する条例
- 第14 議案第11号 土庄町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 発議第 1号 決算特別委員会の設置について
- 第16 決定第 1号 決算特別委員会委員の選任について
- 第17 請願第 1号 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書の提出を求める請願

平成23年9月13日（火曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（川本貴也君）
7 番（泊 満夫君）	8 番（山本良熙君）	9 番（三枝邦彦君）
10 番（井上正清君）	11 番（川口幸路君）	12 番（太田和博君）
13 番（藤本誠助君）	14 番（上川正衛君）	

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡田好平）	副 町 長（千葉三郎）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（難波正樹）
企 画 課 長（桑 英彦）	税 務 課 長（三木俊明）
福 祉 課 長（須浪宏和）	健康増進課長（坂本正樹）
住 民 環 境 課 長（中井俊博）	人権対策課長（澤田 穰）
建 設 課 長（杉本正則）	農林水産課長（前田満照）
商工観光課長補佐（宮原正行）	教育総務課長（宮原隆昌）
生涯学習課長（南堀英二）	病 院 事 務 長（市村克美）
水 道 課 長（川本公義）	出 納 室 課 長（木下公明）
総務課課長補佐（川田順也）	総 務 課 係 長（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝正武）	書記（中村友幸）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

開会、開議

○議長（上川正衛君）

ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、今期議会は、本日から15日までの3日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議が出来ますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年9月土庄町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりでございます。

諸般の報告

○議長（上川正衛君）

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。なお、平成22年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告に伴う監査委員の意見書につきましては、別冊にて配布いたしております。

監査委員より、監査の報告を受けております。お手元に印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（上川正衛君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において13番 藤本誠助君、1番 福本耕太君を指名いたします。

会期の決定

○議長（上川正衛君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 9 月 13 日から 9 月 15 日までの 3 日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 9 月 15 日までの 3 日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（上川正衛君）

日程第 3、閉会中の継続調査及び継続審査の結果報告を議題といたします。
本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（上川正衛君）

総務建設常任委員長 川口幸路君。

○総務建設常任委員長（川口幸路君）

おはようございます。

それでは 9 月 2 日に閉会中の総務建設常任委員会を開催いたしましたので、報告をさせていただきます。

総務課と企画課と農林水産課の 3 課でございます。

まず総務課でございます。

総務課からは 2 点の説明がありました。

まず 1 点は、土庄町災害時要援護者避難支援プランについてでございます。

このプラン作成前の活動は、民生委員による要援護者の避難プランの個別訪問による申請・登録までは出来ていましたが、実際の行動について情報の伝達、タイミング、自治会等の協力体制、地域における横の連携が不十分でありました。今回のプラン作成後は、常日頃より情報を共有すること、また、地域における体制が整備されたと思われまます。しかし、今後の取り組みについては、各地域における環境等まちまちであり、地域で色々協議していただき問題点については、解決していきたいとの報告を受けました。

2 点目は、防災ヘリポート整備の概要について。場所は、東港マルナカ横で、面積 2,380 m²、10 月末までに完成し、11 月にはヘリポートの利用開始が可能であるとのことでした。

委員からは、要援護者避難支援プランの実施にあたり、要援護者が、主にど

の部屋で生活しているか等の細かい部分まで把握できているか、それぞれの地域で詰める作業をするよう要望がありました。また、自治会長等の電話連絡網、自治会放送について実施出来ているのかとの質問があり、執行部からは、先日の直島の火災時については、連絡を行い、放送設備のある自治会については、自治会の判断により自治会放送を行っているとの回答がありました。

また、委員からは、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団、役場の繋がりをもっと密にさせていただくよう要望がありました。以上が総務課です。

次に企画課。

企画課は、東洋紡績跡地利用についての説明がありました。まず用地について、人口集積や公共、民間の各種施設の集中度の高さから、今後得がたい貴重な場所として、9,762㎡の用地を4億7,894万6千円で購入しました。平成16年でございます。利用状況は、3点ございます。

1点目は、東洋紡績記念館があり、現在は、東洋紡績淵崎工場操業開始当時から閉鎖までの変遷を写真パネルで展示しております。

2つ目は、あずき荘でございます。共同イベント開催等に伴う準備室や控室として利用されております。

もう1点は、駐車場であります。現在約122台の利用があり、年間の収入は約220万円でございます。また、周辺環境整備については、淵崎村里づくり推進協議会が清掃や草刈、花いっぱい運動など環境美化に取り組んでおります。

第6次の総合計画策定にあたっては、地域別計画という新たなパートを設ける予定で、行政エリア全体での検討とあわせ、地域に根づいた形での振興にも留意し、効果的な活用を図りたいとの報告がありました。

委員からは、今後の利用として産直市場みたいなものを考えてみてはどうか、また、売却を検討してはどうか等の意見があり、執行部からは、今後、商工会と話を進め有効利用を考えていきたいとの回答でありました。

また、跡地利用を含めた次期総合計画策定については、行政だけでなく、住民の意見を取り入れるよう要望がありました。執行部からは、行政だけでなく、議会関係者、行政委員関係者、公共団体関係者、知識経験者等からなる振興計画審議会において検討するとの回答でありました。また、町長からは、皆さんの意見を聞きながら、大切に使い道を考えていきたいとのことでございました。

委員からは、急がずにさらなる有効利用を考えてもらいたい意見が出され、今後の継続調査としていくことにいたしました。

農林水産課。耕作放棄地についての報告を受けました。

土庄町の農業の概要は、農地面積は1,008ha、総農家数600戸、耕作放棄地面積は858ha、耕作地が150haと耕作放棄地率は85%と非常に高く、また、販

売農家平均年齢は、68.5歳と高齢化が進行しています。

昭和60年には耕作放棄地が301haで、総農家数が1,308戸でしたが、総農家数の減少に反比例して、耕作放棄地は増加しているということです。耕作放棄地が増える原因は、農業従事者の主力を担ってきた世代が高齢化し、農地を受ける担い手がいなくなっているのが要因でございます。

また、昨今では鳥獣類の被害は、ニホンジカやサル、タヌキを中心に増大して、新たにイノシシ、ヌートリアなどの被害も増加しています。鳥獣による農作物被害は、収穫を目前に被害を受けることで、農家の営農意欲が低下することにより耕作放棄地の増加に拍車をかけておるわけでございます。

耕作放棄地の解消に向けた取り組みについては、国、県の補助事業の活用として、本年度は、農業者戸別所得補償制度の規模拡大加算、中山間地域等直接支払交付金、農地・水保全管理支払交付金、棚田地域等保全活動支援事業を実施しているとのことでございます。

また、農業委員会での取り組みは、利用権設定の終期が近づくと、農業委員が借入者及び土地所有者を戸別訪問することで、再設定の推進に努めています。

少子高齢化がますます進展していくなかで、農地の荒廃地を増やさないようにするため、県、農業委員会、農業協同組合、その他各関係機関と連携をとりながら取り組んでいきたいと考えておりますとのことでございます。

また、耕作放棄地を増やすもう一つの原因である鳥獣害対策については、鳥獣害防止計画に基づき、地域住民と連携、協力して鳥獣害の防止に取り組み、農業者の農業への意欲を低下させないよう取り組んでいきたいとの報告を受けました。

委員からは、不在地主の農地を何か所か利用権設定の更新にあたって、所有者から申請が煩雑すぎるので簡素化を図ってほしいという要望があり、出来る限り簡素化し、利用権設定の足かせにならないように努めて欲しいとの意見が出されました。

また委員からは、北山地区においては、利用権設定等により地区内のほとんどの水田を3人の農家で耕作しているが、3人のうち2人は高齢になってきている。いずれは荒廃していくのではないかと危惧しているとのことでございます。また、ヌートリアが耕作放棄地を巣にして行動しており、草を刈ることにより被害は防げると思う。耕作放棄地の所有者に、町または農業委員会から適正に管理するよう通知文を出して周囲の農地に迷惑にならないようにしてもらいたい。自分で管理できない人は、町などに委任してもらい、一括して管理し、所有者には費用の負担だけをお願いするというシステム作りをお願いしたいという意見が出されました。

いずれにしても、耕作放棄地と鳥獣害については、すぐに解決できる問題でなく、引き続き継続調査を行いたいと思います。以上が報告でございます。ありがとうございました。

○議長（上川正衛君）

教育民生常任委員長 山本良熙君。

○教育民生常任委員長（山本良熙君）

おはようございます。

それでは、教育民生常任委員会の報告をいたします。

福祉課・住民環境課・生涯学習課・教育総務課 4 課の調査をいたしました。

まず福祉課については、国民健康保険と後期高齢者医療の医療費についてです。

国民健康保険中央会から公表されました全国の医療費速報及び土庄町の状況の資料をもとに説明を受けました。

内容の主なものは、国保と後期高齢者の医療費等の実数です。

市町村国保と組国保を合わせた医療費は、11 兆 1,672 億円、前年度比 2.3% 増です。被保険者数は、3,918 万人。そのうち市町村国保は、医療費は、10 兆 5,876 億円、前年度比 2.5% 増です。被保険者数は、3,583 万人です。

次に後期高齢医療費総額は、12 兆 6,022 億円。前年度と比べますと、5.5% の増、被保険者数は、1,410 万人です。国保と比べて医療費の伸び率が高くなっておりませんが、被保険者数が 3.3% 増となっていることが大きな要因です。国保と後期高齢者の医療費の合計は、23 兆 7,694 億円という膨大な金額となっております。被保険者数の合計は、5,328 万人、全人口の約 4 割を占めております。

1 人当たりの医療費を見ますと、国保の 1 人当たり医療費は、285,049 円、前年度と比べますと 3.1% の増、そのうち市町村国保は、295,457 円、3.0% の増となっております。

後期高齢者は、1 人当たり 893,918 円、2.2% の増となっております。後期高齢者の 1 人当たり医療費は、国保の 3 倍以上となっております。また、いわゆる団塊の世代の方が現在 60 歳から 65 歳となっておりますので、10 年後には 75 歳に達します。後期高齢者の医療費増額が激増するものと予想されております。

次に平成 22 年度都道府県別医療費の状況は、47 都道府県を一人当たり医療費の高い順に並べますと、香川県は、全国で第 2 位、一人当たり医療費は、359,129 円、全国平均を 100 とすると 2 割以上高い水準です。香川県は、前年度 5 位でしたが、対前年度比 4.2% と全国平均を上回る高い伸びとなった結果、2 位となっております。

後期高齢者医療の香川県は、18位で一人当たり925,558円です。全国平均と比べますと、3.5ポイント高い水準です。前年度も同じく18位でした。

平成22年度市町別医療費の状況ですが、香川県内8市9町について、一人当たり医療費の高い順に並べますと、市町村国民健康保険については、土庄町は、16位、一人当たり315,481円です。宇多津町に次いで低い方から2番目です。ただし、前年度比5%という高い伸びとなっております。

県平均医療費に差がありますが、あえて比較しますと、全国平均の295,457円に対しまして、土庄町は、約20,000円高い状況です。土庄町の医療費が決して低いとは言えないと思います。

2番目に後期高齢者医療については、土庄町は、75万2千円、17位と県下で最も低い状況です。対前年度比も1.4%と、県平均を下回っております。

興味深い点としましては、直島町が国保では1位ですが、後期高齢者は16位と低い額になっておりますが、対前年度比が10%減少したためと思われます。

後期高齢者一人当たりの医療費の全国平均が、約89万4千円ですので、土庄町の75万2千円は、相当低い水準と思います。

今度は、平成22年度土庄町国民健康保険受診状況ですが、国保の医療診療分について、受診した医療機関を郡内、県内の郡外、県外に分類しますと、患者さんがどの地域において受診したかという分析をしたものがあります。このことから、小豆郡外の医療機関において、比較的病状の重い患者さんが入院している、あるいは郡外で高度医療を受けている患者さんが多いという状況が伺えます。

なお、入院分につきましては、郡内は、件数は7割弱、日数は少し増加して74%、費用額は6割強です。県内の郡外は、件数は2割強、日数が短くなり、16.7%、費用額は比較的大きくなり、3割弱となります。県外は1割程度です。

大まかな数字でみると、国保は特に病状の重い患者さん、あるいは高度医療を受けている患者さんが、郡外で入院が特に多いという状況が伺えます。それに比較して後期高齢者については、年齢層が高いことから、外来、入院ともに地元での受診率が高い状況です。

郡外に関しては、国保と同様、件数のわりには、費用額が高くなっておりますとの説明の後、委員からの質問の主なものは、現在中央病院と内海病院の統合の話が出ておりますが、後期高齢者の利用状況を見ると郡内がかなり多い。多くなれば、町内の高齢者にとって非常にしんどいと思われるので、将来的にはどうなるのか。それに対しまして、福祉課の課長のほうから、福祉課の立場から言いますと、高齢者の方は、入院するにしても家の近くに入りたいと考える方が多いと思います。少しでも良くなれば、自宅に帰りたいという希望が

多いと思います。看護、介護する家族の方の負担を考えると心情的には、できるだけ近くで入院させてあげたいと考えておりますとの回答でした。次に質問としまして、土庄町では特に後期高齢者の医療費が国の平均より低くなっております。県内でもいろいろ差が出てきておる。今までやってきた対策などでいきがいくつりとか予防活動とかの効果の現われではないかと思う。若い人の国保を見ていると、後期高齢者に比べると高すぎる。この点への対策が今後の一つの課題だと思う。病院の統合の問題にも関わるし、介護保険にも影響してくるのではないかと質問に対しまして、執行部のほうから、国保連合会でも土庄町の医療費は、なぜ低いのかについて、原因を調べているが、分かっていない。正確な情報を調査して知らせたいとお願いをしている。元気なお年寄りが多いのかどうか、その辺もわかっていない。推進協議会でも予防医療などをやっているが、全国のデータを集めながら、医療費の調査を依頼しているという答弁でありました。

次に住民環境課について参ります。

住民基本台帳法の改正についての概要報告がありました。

これは 1 点目が、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるということでありまして、外国人住民についても住民票を作成して、各手続きのワンストップ化を図るということであります。

2 点目は、住民基本台帳カードのことですが、他の市町村へ住所を移した場合でも、引き続き住基カードを使用できるようにするということでもあります。

それに、外国人住民に係る住民基本台帳制度の位置づけであります。現行の入管法、入管特例法の一部改正に伴い、外国人登録法が廃止され、新入管制度に集約されます。これにより外国人登録法の中の外国人登録証明書が新入管制度の在留カードの交付に変わってまいります。

平成 24 年 7 月に向けて、住民基本台帳システム本体の改修、住民票帳票の変更をしていくことになり、9 月議会におきまして、住基システムの改修費用を計上していく予定でありますとの報告がありました。

次に生涯学習課に参ります。

平成 23 年度集落活性化事業、旧大鐸小学校校舎改修工事の進捗状況の説明受けました。完成予定は、来年の 1 月末の予定です。改修前と改修後の説明、地域の人たちとの綿密な協議等を踏まえて事業を進めておりますとのこと。

旧大鐸小学校校舎改修工事につきましては今後、小学校の統廃合が進捗するにつれて、必然的に問題となる校舎の有効利用、地元のコミュニティ、農村歌舞伎という大鐸地区の伝統芸能、地区の生涯学習の拠点として、一つのモデル・ケースとなるよう目指しておられるとの報告がありました。

それに対して委員からの主な質問は、現在の公民館はどうするのか。これについては、検討中でありませうということ。

それから、次に委員から、完成すれば、大鐸公民館という名称は使えないのか。それに対しまして、現在内部で検討中です。地元との話し合いも必要ですが、通称「大鐸公民館」は、正式名は使えないので、そのあたりは検討中ですとの回答でした。

また委員から、古い公民館は、公民館の施設として使う考えはないのか。この質問に対しまして、新しい施設が拠点化できます。これを中心にして、例えば、2か所使うとなれば、経費がかかりますので、2か所使うことは難しいという回答でした。

続いて、大部公民館の工事進捗について報告を受けました。

大部公民館は、新築ということもあり、これまで地元と9回にわたり、要望や協議を重ねております。現在も実施設計をもとに協議をしております。

他の公民館と比べ、特徴としまして、診療室を設けており、現在、土庄中央病院の医師と看護師が火・水・金の週3日、へき地診療を大部公民館で行っております。この診療室については、医師、看護師等の意見、要望を聞いてレイアウトしております。特に、病院からの要望で、備蓄の薬品と医療器具を収納するために、1m20cm×3m20cmの大型の物入れを設けております。

また、待合室には、畳のスペースを設けて欲しいという要望を取り入れており、また、この場所が緊急時には点滴等を受けるスペースともなっております。

工期的には、来年の3月末をめどに完了予定となっております。

大部公民館は、診療室付き平屋建てという、土庄町の公民館では初めての建物です。一般住民はもとより、老人や病人、障害者の方の利便性は、これまでと比べて飛躍的によくなってくると思います。また、公民館の背後は、旧大部小学校グラウンド、耐震改修済みの体育館があります。

これら3つの施設を有機的にすることで、利用効果は増大すると考えられますとの報告があり、委員からの主な質問は、入札予定はいつか。これに対して、執行部から、まだ地元との協議も残っているので、9月議会に提出は、難しい状態です。中身が最終的に決まりましたら、ご承認をお願いしたいと思います。入札の時期は未定としか言えませうとの回答でした。

また委員から、豊島の診療所と比べ、広さはどうなのか。これに対しまして、これまで大部診療所には、医療器具、例えば点滴のポンプなども、その都度病院から持って行っていっており、そういう医療機器や薬品の備蓄を多少とも考えたいので、スペースを大きくして欲しいと病院の方からの要望がありました

との回答でした。

また委員長から、夜間の利用の時に虫が入ってくる。できるだけクーラーを使用しないために、網戸が必要だと思うが、また、中央公民館にしても現在非常に不便である。もう 1 点は、大部財産区からの要望で、地元の檜を活用するという形で一昨年から用意をしているが、これは具体的にどこに使用するのかとの質問に対しまして、檜は、廊下と和室に使います。また、部屋の中にプロの丸太も利用するという計画でありますとの回答でした。

次に教育総務課について、教育総務課では、第 8 回の小学校建設検討委員会並びに新小学校特別委員会の概容の報告を課長より受けました。

報告は、第 8 回の小学校建設検討協議会が開かれ、建設場所としての八代田塩田跡地の全員での再確認を行い、次に今後の答申書の作成を踏まえた上で、協議会での協議内容の確認を行い、建築規模、環境整備について、それぞれどこまで協議するかを確認している。

また、防災計画については、校舎の配置についてなども協議を行い、次に専門家の意見を踏まえた案を引き続き検討するといった内容であったことの報告を受けました。

次に、8月4日の新小学校特別委員会についても大まかな概要を聞きました。この 2 件の議題は、新小学校特別委員会の所管でありますので、大まかな説明のみで終わっております。これは、今後の教育民生常任委員会の資料として参考にさせていただきたいということです。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（上川正衛君）

水道事業特別委員長 川本貴也君。

○水道事業特別委員長（川本貴也君）

おはようございます。

8月23日に閉会中の水道事業特別委員会を開催いたしましたので、その概要についてご報告いたします。

まず、本委員会に対しまして、小豆島健康と環境を考える会事務局の富田様と富山大学名誉教授の山口様から、砂の表面や上層部の微生物、小動物、糸状藻類による生物浄化を行う緩速ろ過方法を用いての浄水処理にしてはどうかという提案があり、緩速ろ過方法について提出いただいたビデオ及び資料を用いて検討を行いました。

緩速ろ過方法は、わき水や地下水などの濁度が 10 度以下の原水に適した方法でありまして、生物の機能を阻害しなければ、濁物質や細菌が除去できるとい

うことが、日本水道協会が発刊しております水道施設設計指針に掲載されております。

原水濁度が 30 度程度になりますと、前処理として凝集剤を使用しない沈殿池が必要となります。また、30 度を超えますと、薬品沈殿池が必要となります。

肥土山浄水場の原水濁度は、雨が降るとすぐ100度を超える状態になります。肥土山浄水場において、緩速ろ過方法で行う場合は、凝集沈殿池が必要になり、日量 8,000t を処理するときは、約 1,791 m²のろ過面積が必要となります。現計画の浄水場面積では、ろ過池は設置できますが、薬品沈殿池が必要になりますので、排水処理施設の建設ができなくなります。従いまして、現計画区域においては、緩速ろ過方法を使つての施設の建設は出来ない状況であると説明を受けました。よつて検討の結果、本来の計画であります急速ろ過方法にて実施することで決定いたしました。

次に県道から浄水場に入る進入路について説明がございました。現在幅員 3m 未満の場所があり、11 t ダンプの侵入は、難しい状況であります。3.5m の幅員が取れるように道路拡幅を行うために、地権者の方と交渉を行い、概ね了承が得られたという説明がございました。

また、浄水場の山際に水路兼用代替農道についても、測量が終わり、幅員については、3m とし、コンクリート舗装を予定しているとのこと。民地との境は、ブロック積、または境界コンクリートを予定しており、所有者と境界が決定しましたら、譲渡交渉に移りたいと説明がありました。

委員からは、進入路について、退避所か、2 車線の部分ができないかとの質問がありましたが、地権者との話がつけば出来るが、現在のところ用地確保が難しい状況であると説明がありました。

続きまして、先日落雷により停電が約 1 時間 30 分あり、その間、浄水処理が停止しましたし、直島町の山林火災により、送電線が切断される恐れもあり、浄水処理するための最小限度 200KVA の自家発電装置の設置を検討しているとの説明がありました。

この説明に対し委員より、自家発電装置の設置については、金額はどの程度かかるのかという質問があり、容量の算定を行っただけなので、金額的な算定は、まだ行っておりません。買取の場合とリースの場合について、これから検討を行います。肥土山浄水場については、買取で検討し、他の浄水場については、リースなども検討しているとの回答がありました。

次に委員から、太陽光発電装置の設置は考えていないかという質問がありましたが、南側が山であり、発電量の確保が難しいので考えていないとの回答がございました。

以上で、閉会中の水道事業特別委員会で協議したことにつきまして、概略的に説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（上川正衛君）

病院再編調査特別委員長 井上正清君。

○病院再編調査特別委員長（井上正清君）

おはようございます。

平成 23 年 7 月 13 日に、病院再編調査特別委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

初めての委員会ですので、小豆の医療の現状把握から始めたいということで、土庄中央病院三宅院長より説明を受けました。

新地域医療再生計画については、国の平成 22 年度補正予算により 2,100 億円が生まれ、これは地域医療が崩壊しつつあることについて再生を目指していくためのものです。各都道府県に 15 億円を、残りの 1,320 億円を事業に応じて配分していくものです。

スケジュールにつきましては、香川県地域医療再生計画策定検討会を昨年 12 月 24 日に、2 回目を今年 6 月 2 日に行い、香川県医療審議会 6 月 10 日に審議され、再生計画を 6 月 16 日に国へ提出し、国からの内示は、8 月に予定されております。

基本的な項目として、1、医師・看護師の確保、2、医療連携の構築、3、小豆地域の医療機能強化の 3 点が入っており、重点事業として小豆医療圏の公立病院再編が盛り込まれております。

新計画策定検討会の前段として、小豆医療圏の医療ということで、3 月 23 日に開催された会の資料ですが、人口の将来推計については、土庄町、小豆島町とも人口が 2035 年には、約 6 割減少し、65 歳以上が半数以上と高齢化も進行するとされております。

患者数の推計は、2035 年には、8 割以下の水準に減少するが、循環器系の疾患が増加傾向にあるため、救急医療の必要性は、引き続き高くなるとされております。

小豆全体の病床数は、約 7 割過剰であり、県下でも最も過剰率が高いとされています。患者の動向については、小豆医療圏での受診は、入院が 7 割、外来が 8 割で医療圏内の受診は、高くなっていますが、高度な医療については、小豆医療圏外での受診傾向にあります。

救急医療については、土庄中央病院と内海病院で二次輪番制を実施している

が、実際は、オンコール体制で毎日対応している状況であります。

医師数、看護師数については、全国の水準を下回っています。

小豆公立病院の概要としましては、病床数は、土庄 126 床、内海 196 床。

政策医療については、土庄が圏内において脳神経外科、在宅医療支援病院。内海は、圏内で産科、透析、第 2 種感染症指定病院、災害拠点病院となっています。

へき地巡回診療患者数については、土庄が 5,190 人、これは、大部と豊島に年間 300 回程度行っていることによるものです。

建物については、中央病院は、7 割程度が、昭和 53 年に建築され、耐震化がされていないという問題があります。

経営状況ですが、入院数は、17 年度に比べ 83% に減少。外来については、中央病院は、ほぼ同数ですが、内海病院は、81% に減少しています。看護基準を 21 年度から 13 対 1 から 10 対 1 に変更しています。この変更により医療点数が、1 日千数百円程度変わってきます。利用ベット数×365 日となりますので、4,500 万円の差が出ます。

病床利用率も一般で 83%、療養を含めた全体で 76% と少なくなっています。内海病院については、21 年度 65% となっており、70% を割ると経営が非常に悪化してきます。

経営収支については、19 年度から赤字になっております。18 年度から収益が下がっているのは、医療点数の改正があったことによるものです。繰入金につきましても、19 年度から減少したことも影響しております。内海病院については、毎年 4 億円の繰り入れをしても、赤字になっており、累積赤字が 34 億円となっております。

医師数については、中央病院は、10 人程度の少ない人数でやってきております。内海病院は、17 年度 21 人が 21 年度 14 人と激減しております。これが小豆医療圏を危うくしているものです。平均年齢は、どちらも 40 歳代ですが、経験年数をみると、中央病院は、17 年ですが、内海病院は、5 年程度と少ない状況です。

看護師の数は、中央病院が 44 人、内海病院が 69 人となっております。年齢別で見ますと、50 歳代が 37% と非常に多くなっており、看護師不足感が強く、現在稼働病床を減少しており、経営悪化の原因となっておりますとの説明がありました。

委員各位からの質問があり、次のような説明がありました。

小豆医療圏での病院統合は、やらないのは構わないが、申請しておかないと補助金の対象にはなりません。全国で 40 ぐらいの申請が出されていると思いま

す。

補助金の中で、15億、50億、80億とあるのは、15億は、各県に当てはまり、医師確保の計画として行うもの。50億、80億は、計画により国の採択を受ければ出るもので、小豆については、80億もいらないうろろということ、県では54億円の申請を出しております。国の補助は2分の1となっており、2つの病院の統合した場合の予定病床数は、250床程度となります。

電子カルテについては、5年ごとにPC等の劣化もあり、更新が必要で、その度に数億円が必要となってきます、本当は導入したくなかったが、薬も医事も電子データでやり取りをするようになってきている。昨年から委員会をもち導入する方向で動いています。

K-MIXは、インターネットにより画像やカルテ情報を共有し、大学病院にも問い合わせできるネットワークで、今、通常使っているのは、眼科のない内海病院から眼底検査画像を送ってきて、中央病院の眼科が判断をしています。

統合については、住民の方々や議会、行政での方向性を決めていただくこととなります。ただ、中央病院においても耐震化が出来ておりませんし、電源についても老朽化が進んでおり、酸素タンクも1台しかなく、故障すれば酸素が送れなくなります。

看護師についても、高齢化が進んでおり、足りなくなります。統合した場合は、看護師は十分です。医師数は、医師の動向にもよりますが、もし、少ない場合、医療圏に1つであれば、県からの派遣もお願いしやすくなります。県の地域枠の医師がありますので、へき地である小豆島医療圏が、1番の対象になります。なお、岡大からは、今後医師の派遣はありません。5年後10年後を考えて、県から医師の派遣を考えるなら、1つにしないと無理だと思います。

それと、島出身の医師を連れ戻す算段をしないといけないと思います。今の若い医師は、専門医を目指しています。専門医になるためには、ある程度の症例が集まる所でないと取れません。また、指導医のいる所でないと取れませんので、どうしても大病院を希望しております。

統合した場合、現在の病院施設を診療所として残すのであれば、維持費が掛かることになり、作り直すことになると思います。現在の耐震が出来ている部分についても使用するかしらないかは、これからの検討になります。委員会において、統合の議論をしていただいた後での話しになります。住民に聞けば、反対の意見が多いと思いますが、このチャンスを逃せばもう出来ないのではないかと思います。

建設は、25年度までに着工ということになっておりますので、実施設計が1年。50億の50%補助になりますので、残りを2町で出すのか、県がいくら補助

してくれるのかは、まだ決っておりません。

次に、岡田町長から、統合については、両町長、県医師会長、健康福祉部長と協議した結果、統合を視野に入れた病院の状況を勘案して、補助の申請を出しました。これから、どのような方向で進めていくかは決っておりません。今後、執行部と議会と病院で病院のあり方を考えていただきたい。今の状況を町民に知らせていきたい。病院の形態がどのようなになるか決まっておらず、これからも協議していただきたい。

以上で、閉会中の病院再編調査特別委員会で協議したことについて、概略的に説明をさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（上川正衛君）

新小学校調査特別委員長 藤本誠助君。

○新小学校調査特別委員長（藤本誠助君）

おはようございます。

本委員会は、去る8月4日と9月5日に閉会中の新小学校調査特別委員会を開催いたしましたので、その概要についてご報告いたします。

まず、8月4日の委員会では、最初に執行部より、7月29日に行われた第8回の土庄町立小学校建設検討協議会の協議内容についての説明がありました。今後の協議会としての答申の方向性や建設場所としての八代田塩田跡地が全員によって再確認されたということでありました。

ただ、PTA関係者から防災対策は、十分に検討して欲しいという要望があったということでもあります。執行部からは、今後は、専門家の意見を取り入れながら、協議会に最終案に近いものを提出するということでもあります。

次に津波対策について説明がありました。

現在の王子前漁港での津波による最高の水位は、**2.5m**で、これは、満潮時の**1.2m**と津波の高さ**1.3m**の合計であります。香川県が独自に見直したシミュレーションで、これより約**50cm**最高水位が上がっても、現状の階段護岸の高さは、**3.5m**ですから、まだ**50cm**程余裕があります。

さらに台風時の風による波などを考慮しまして、階段護岸の内側に高さ**1.3m**程度の波よけの防波堤を作るという案であります。これにより平成16年の高潮被害が出た最高水位**2.51m**に津波の水位**1.8m**を加えても、**50cm**余裕があるということでございます。

委員からは、小学校の敷地が高くなるため、中学校のグラウンドや武道館が浸水するのではとの質問があり、執行部からは、県事務所横の宮下ポンプ場の

活用とグラウンドから海への何か所かの排水口が必要と思われるので、検討していきたいという説明でありました。

また委員から、津波対策の護岸は、できるだけ国や県に要望していくべきとの意見や地震時における護岸の強度についての質問があり、執行部からは、検討していくということでありました。

次にボーリング調査の報告がありました。

今回校舎建設予定地や塩田の中など 10 か所でボーリング調査を実施し、支持地盤の深さや液状化についての説明があり、支持地盤については、比較的浅い 15m 付近で、その付近まで杭を打ち込むことになるということでした。液状化については、校舎等は、杭で対策し、グラウンド部分については、必要によっては、地中にネトロン、排水パイプを設置することを検討するということがあります。委員からは、液状化や地震に対する杭についての検討を十分にすることの意見がありました。

次に、新小学校の配置計画案について説明がありました。中学校の駐車場については、今現在給食センターの横から入っておりますが、今回完成しますと、中学校の町民プール側からの進入路に変更となり、小学校の先生の駐車場は、県事務所西の護岸からの進入路となります。スクールバスは、県事務所駐車場と給食センター駐車場を利用し、給食センター横の進入路は、児童の歩行者専用といたします。建物の配置ですが、小学校ゾーンは、中学校の要望により、中学校敷地をできるだけ現状を維持し、中学校と塩田跡地の間に校舎を計画します。

校舎部分は、既に土地になっている場所で、校舎棟の普通教室は、日当たり、通風、眺望等優れている南面に配します。管理棟は、外部からの来訪者等の動線を考慮し、北側に配します。ランチルーム、図書室等の大空間室を東へ設け、三方で囲まれた広場は、自然採光、通風等校舎全体を明るくし、快適な空間をつくれます。体育館は、管理棟と平行で、周辺建物軸線と違和感がないよう配置し、体育館の 2 階と小学校の 2 階部分を連結します。体育館と校舎棟の間、北側ですね、その広場をふれあい広場として、いろいろなイベントに使用します。一部には、旧小学校のメモリアル的なものの公園をつくりたいということでもあります。

委員からは、景観、防犯対策、緊急時の避難等について質問がありました。

執行部から、景観については、周辺の環境に配慮すること、防犯については、大阪でありました池田小学校等のこともあり、フェンス等で囲みたいということ、避難については、校舎屋上の避難広場の活用案の説明がありました。

次に、9月5日の委員会では、八代田塩田の埋立状況、新小学校の校舎配置、防災対策等の説明がありました。

まず、最初に、八代田塩田の埋立状況についてですが、23年度の土砂の搬入予定は、合計23,000 m³、平成24年度の予定は、合計40,000 m³、全体の埋立て総土量は、61,000 m³の予定との報告がありました。

状況としては、本年度で約3分の1の埋立てが完了いたしますが、24年度の土の確保が確定的でないということで、当初予定しておりました来年の9月の着工時期が難しくなったとの報告がありました。

次に防災面についてですが、階段護岸の内側に高さ1.3m程度の波よけ防波堤を作り、石積の後ろ側を土手とすることで、津波の衝撃にも強く、そのグラウンド側のスロープは、観覧席にも使えるような案が提示されました。

高さとしては、津波の想定高が2倍となっても安全な高さに行っているとの内容でした。また、防犯対策についてですが、小学校側にフェンスを設置し、中学校側については、小学校との連携を考えて、フェンスは設置しない考えとのことでした。

質疑に入り、委員より、防災面ですが、フェンスの高さが1.1mは少し低いのではないかと質問に対し、執行部より、運動場側からは2.9mとなるので、十分な高さと考えている。あまり高くしすぎると美観としてよくないとの答弁がありました。

また委員より、給食の配送は車で運ぶのかとの質問に、執行部より、距離は近いが、人力では難しいので、コンテナ車で配送するとの答弁がありました。

また委員より、特別支援室は何人ぐらい予定しているかとの質問に、執行部より、1学級8人までですが、その種別により5つぐらいの部屋が必要になるとの答弁がありました。

また委員より、土の搬入からすると、26年4月の開校は可能なのかとの質問に、執行部より、土の問題だけでなく、防災面の見直しが必要になったことなど厳しい状況にあるとの答弁がありました。

また委員より、執行部として土を購入してまでやっていく方針なのかとの質問に、執行部より、購入するとなると予算としても厳しくなるとの答弁がありました。

また委員より、今現在、小学校開校を26年4月を念頭に置いてやっていると思うが、無理だと分かったときには、極力早く開校時期の延長を関係団体に周知していただきたいとの意見が出されました。

また委員より、慌てて建設してしまうより、国の動向などを見ながらじっくりやって欲しいとの意見も出されました。

委員会としては、26年4月の開校を臨んでおりますが、さまざまな問題がある中、無理をして早期の着工をするよりも、国や県の動向を注視しながら、じっくり内容を精査し、1年開校を遅らせてもやむを得ないのではないかという意見が大勢でありました。

以上で報告を終わります。

○議長（上川正衛君）

これをもって各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（上川正衛君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

○議長（上川正衛君）

6番 川本貴也君。

○6番（川本貴也君）

すいません。先ほどの総務委員会の説明の中でお伺いをしたいんですけれども、総務委員会の中で東洋紡績跡地の土地問題につきまして、説明がありましたけれども、あの中で、町長のほうから有効利用したいと、また委員のほうからは、売却してはどうかとの話がございましたけれども、あの土地につきましては、私かねてから、いろいろと質問させていただいておりますコールセンターの建設予定地として今までさまざまずっと、その都度、その都度、業者のほうが決まりかけた場合に、あの土地が予定地ですということが出てきたわけですが、これからお先、コールセンターを実施するにあたり、建物が必要な場合にですね、どうしてもあそこの場所が、一応最適ではないかと。

また、今までもそうしてきたように、これからとしても、コールセンターの誘致を計画するにあたって、あの土地は、コールセンター用に確保が必要ではないかと考えるわけなんですけれども、委員会の中で町長の方から、コールセンターとしても考えておりますという意見が出されたのか、また、委員からもコールセンターは、このあたりはどうかとか、そういうふうにコールセンターの利用について、委員会の中で検討がなされたのかどうか、出たか出てないかだけ、端的にお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（上川正衛君）

総務建設常任委員長 川口幸路君。

○総務建設常任委員長（川口幸路君）

川本議員の質問に対して、コールセンターの有効利用については、当委員会は、全く議論しておりません。

ただ、確かに議員おっしゃるように、毎回コールセンターの設置で出てきとんですけどもね、まだ現実に見えない、全然その、あるのかないのかも見えない世界で、これは観光課のポジションですけども、企画課の中では、そういう話は、一切出ておりませんのでね。問題は、これからね、基本的には、継続調査という言葉が入ってますんで、その件も入っておると思います。要するに、いずれにしても継続調査でございます。

○議長（上川正衛君）

6番 川本貴也君。

○6番（川本貴也君）

分かりました。

委員長のほうからも継続して、引き続き検討するというお言葉をいただきましたし、町長の有効利用という中で、コールセンターの予定地という部分も含まれていると期待しまして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（上川正衛君）

ほかにございませんか。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（上川正衛君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

○議長（上川正衛君）

11番 川口幸路君。

○11番（川口幸路君）

先ほどの教育民生委員長報告、よく分かりました。

ただちょっとね、お願いというか、ちょっと調査して欲しいなということがあるんです。

実はね、先ほどおっしゃたように国民健康保険、後期高齢者についての医療費は安い。非常に嬉しいことです。

ただ問題はね、土庄町に今、人口は、1万5,000ちょっとおるんですけれども、国民健康保険と後期高齢者とで大体8,000人切れるんですね。半分以下なんです。ただ問題は、サラリーマンの方ね、その方の共済とか社会保険とか、この辺の医療費が、全然見えてないんです。これまあ、制度的なこともあるんでね、福祉課の問題じゃないかと思うんですけれどもね。私が言いたいのは、これから病院再編も含めてね、そういう国民健康保険と後期高齢者やったら分かると、あとのサラリーマンについては、さっぱり分からんというのであればね、ちょっと片手落ちじゃないかと。やっぱり、総合的に土庄町の人口1万5,000人の医療費がどうなるとということがね、大事だと思うんで、ぜひ委員長ね、これ管轄外かも分かりませんがね、全体の医療費がどうかということもね、いっぺん調査していただけたらなど。こう思っておるわけですので、委員長、その辺どうかと思うんですけど、ちょっと一言お願いいたします。

以上です。

○議長（上川正衛君）

教育民生常任委員長 山本良熙君。

○教育民生常任委員長（山本良熙君）

はい、お答えいたします。

当委員会では、そういう話は、全然出てきておりません。しかし、川口議員のほうから、本当に大事なことで、町民全体の医療費ということは、これから検討していきたいと思って、また次の委員会等で検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（上川正衛君）

11番 川口幸路君。

○11番（川口幸路君）

委員長、ありがとうございました。

よろしく申し上げます。

○議長（上川正衛君）

ほかにございませんか。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（上川正衛君）

水道事業特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、水道事業特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（上川正衛君）

病院再編調査特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、病院再編調査特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（上川正衛君）

新小学校調査特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

○議長（上川正衛君）

7番 泊 満夫君。

○7番（泊 満夫君）

7番泊でございます。

9月5日の新小学校調査特別委員会、先ほど、藤本委員長のほうから報告をされたわけでございますが、その中で建設場所への土の搬入、さらには、防災対策などで26年4月には、開校は難しい。そういった雰囲気の内容でございましたが、委員会としての意見は、お伺いしましたけれども、町長として、それに対してどのようにお考えなのか、現在造成工事も進んでおりますし、学校や保護者のほうも26年4月というところで、念頭において、今まで活動してきていると思いますので、委員会報告、最終的には、委員長のお言葉を借りれば、1年間遅らせてもやむを得ない状況ということが大勢を占めているというふうな締めくくりの言葉がありましたけれども、出来れば、この場においてですね、町長

のご判断をお伺い出来ればと思いますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（上川正衛君）

新小学校調査特別委員長 藤本誠助君。

○新小学校調査特別委員長（藤本誠助君）

泊議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘の件につきましては、非常に重要案件でございますので、町長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（上川正衛君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

泊議員のご質問にお答えいたします。

新設小学校につきましては、平成 23 年度施政方針でも申しましたように、平成 26 年 4 月開校に向けて取り組んで参っております。

しかしながら、学校用地の購入が 6 月までかかったことや 3 月 11 日の東日本大震災によりまして、新たに津波対策等の防災面の見直しが必要になったこと、体育館等の配置案が、中学校の要望により、当初既に土地になっている場所から塩田の埋立地へと変更になり、さらに県の埋立工事の工程に小学校の着工時期が、左右されている点などの諸問題が出て参っております。

そういった中で 9 月 5 日の新小学校調査特別委員会、それから 9 月 9 日の土庄町教育委員会で十分な話し合いをしていただきました。各委員会等のご意見をお聴きしたうえで、私は、こういった状況の中での早急な着工より、国や県の動向を見定めて、子どもたちが安心安全に教育を受けられる学校を建設することは当然ですが、文部科学省の検討会でも学校施設が、教育機能だけでなく、食糧備蓄や通信設備などの住民の避難場所として整備するような点が、今後の方針となってきた点も注視すべきであると考えております。

いろいろな災害が想定される中で、新小学校が住民避難の拠点と考える必要もあり、当初の平成 26 年 4 月開校を 27 年 4 月の開校の 1 年延長もやむを得ないと考えております。各関係方面には、大変ご迷惑をおかけすることになりませんが、ご理解とご協力を賜り、誠心誠意努力してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（上川正衛君）

7 番 泊 満夫君。

○7 番（泊 満夫君）

今のご答弁、町長の答弁、何点かの理由を確認をさせていただきました。その中でも、恐らく教育委員会を中心として、いろんな形での工事の進捗、なんとか前向きにしていきたいというふうな思いも伝わってきますので、今、町長答弁含めましてですね、27年4月ということでございますから、その中で十分慎重な議論をしていただきまして、より良い、本当に町民として、あるいは、そこに勉める子どもたちの教育環境として、本当に素晴らしい学校が出来ることを期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。ぜひよろしく願いいたします。

○議長（上川正衛君）

ほかにございませんか。

○議長（上川正衛君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

藤本委員長の報告の中でですね、体育館が塩田跡のほうにいくという話が報告の中で無かったと思うんです。それに対して杭打ちをするというような話があったと思うんですけれども、それがなぜ報告の中に含まれてなかったのか、お答え願えればと思います。

○議長（上川正衛君）

もう1回。

○1番（福本耕太君）

町長のほうから、泊議員の質問に対して、体育館の建設場所が液状化の可能性のある場所に移るという話が出ましたけども、これは、委員会の中でも、このことってというのは、説明がされてですね、で、質問もしてるんですが、今の報告の中で、この話がなかったんです。なぜ無かったのかというのをちょっとお聞きしたい。

休憩

○議長（上川正衛君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 46 分

再 開 午前 10 時 55 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（上川正衛君）

再開いたします。

○議長（上川正衛君）

新小学校調査特別委員長 藤本誠助君。

○新小学校調査特別委員長（藤本誠助君）

福本議員の質問にお答えいたします。

小学校の配置につきましては、報告の中で触れております。

細かいことにつきましては、議員も同じ委員会でございますので、そこで説明を聞いたとおりでありますので。以上でございます。

○議長（上川正衛君）

ほかにございませんか。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、新小学校調査特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～議案第 11 号）

○議長（上川正衛君）

この際、日程第 4、議案第 1 号、平成 23 年度土庄町一般会計補正予算第 5 号の件から日程第 14、議案第 11 号、土庄町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（上川正衛君）

総務課長 難波正樹君。

○総務課長（難波正樹君）

おはようございます。

それでは、私の方から、今議会に提案されました議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元に配付の議案書並びに審議資料をお願いいたします。

議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号、平成 23 年度土庄町一般会計補正予算第 5 号であります。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては、歳出の際にご説明をいたします。

16 ページになります。

歳出といたしまして、2 款総務費 1 項総務管理費のうち、企画事務費では、職員の旅費に充用するオリーブバス回数券を購入するものでございます。豊島地区シャトルバス実証運行事業では、バス修繕費や運行調査委託料などにかかるもので、財源は全額国費となります。運転免許自主返納事業では、申請が大幅に増加したため、追加するものでございます。防災行政無線管理事業では、東日本大震災以降、防災行政無線の修理依頼等の増加による購入費や修理に要する費用でございます。

2 款 3 項戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳法の改正により、外国人を住民基本台帳法の適用対象に加えることによるシステム改修にかかる費用になります。

18 ページになります。

2 款 5 項統計調査費でございますが、地籍調査の職員手当の増額になります。

3 款民生費 1 項社会福祉費では、介護保険事業特別会計繰出金事業は、高齢者地域活性化拠点整備事業にかかる繰出金で、財源は、全額県費となります。隣保館運営事業では、臨時職員の賃金を人権教育費から振り替えるもので、148

万 8 千円県費補助があります。国民健康保険事業特別会計繰出金事業では、福祉総合施設管理費にかかるものであり、老人保健事業では、社会保険診療報酬支払基金への返還金等が生じたものでございます。

3 款 2 項児童福祉費では、子ども手当支給事務事業において、制度改正にともなうシステム改修などにかかる費用でございます。

20 ページになります。

子育て支援対策臨時特例基金事業では、土庄保育園が、耐震診断の結果、耐震補強工事が不要となったため、減額するものであります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費では、働く世代への大腸がん検診推進事業を行い、財源の 2 分の 1 は、国費となっております。

4 款 2 項清掃費では、一般廃棄物処理施設の基本計画設計委託料にかかるものでございます。

22 ページになります。

6 款農林水産業費 1 項農業費では、職員手当の増額、農業集落排水特別会計繰出金事業では、検査機器修繕によるもので、ため池等農地災害危機管理対策事業では、ため池ハザードマップ作成委託料にかかるもので、財源の 2 分の 1 は、国費でございまして、125 万円を限度に 4 分の 1 が県費となっており、すべてが県からの補助金となっております。中山間地域等直接支払促進事業では、耕作放棄地対策補助金として支出するもので、財源として、国費 2 分の 1、県費 4 分の 1 であり、国費も含めて県の補助金となっております。戸別所得補償制度導入推進事業では、補助金などとして支出するもので、財源は、全額県費となっております。緑の分権改革調査事業につきましては、豊島において地場産品を利用して、民家を使った宿泊モデル事業実施に要する委託料及び補助金等でありまして、財源は、全額が国費となっております。

24 ページになります。

農地一般事業につきましては、県と郡の土地改良事業団体への賦課金となっております。

6 款 3 項水産業費では、漁港維持管理費として、小江ポンプ場の修繕にかかる費用であり、地域再生交付金事業では、唐櫃漁港の整備にかかる設計委託料になります。

7 款商工費 1 項商工費では、観光団体、イベント助成事業といたしまして、曾根富雄氏からの指定寄附を豊島観光施設整備補助金として、補助するものでございます。また、瀬戸内国際芸術祭では、第 2 回の開催準備費及び継続作品の公開運営費にかかるものであります。

26 ページになります。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費では、沖ノ島渡船運行費として、修繕にかかる費用、町道新設改良事業では、灘山地区道路改良工事にかかる工事費でございます。

8 款 4 項港湾費では、北浦港改良工事を廃止いたしまして、小海地区消火設備工事への組み替えによるものでございます。

8 款 5 項都市計画費では、都市下水路維持管理費として、上野ポンプ場整備工事にかかるものでございます。

8 款 6 項住宅費では、改良住宅維持管理費として、老朽化いたしました改良住宅の修繕費によるものでございます。

28 ページになります。

9 款消防費 1 項消防費では、消防ポンプ自動車購入にかかる財源を一般財源から地方債に切り替えた財源更正です。非常備消防事務費では、公務災害補償等組合負担金が今年度に限り、東日本大震災において被災した消防団員への補償金として、追加負担することが決定されたものでございます。消防団施設維持管理費では、消火栓 1 基の追加修繕費でございます。消防施設整備事業では、小海地区の消火設備工事費にかかるもの及び土庄港の整備に伴う消火栓の新設工事費でございます。

10 款教育費 1 項教育総務費では、奨学資金貸付事業といたしまして、申請者が 2 名増えたことによるものでございます。学力向上総合対策モデル事業では、県からの交付金をモデル事業費として支出するものでございます。

30 ページになります。

10 款 2 項小学校費では、小学校運営事業の賃金を 10 款 3 項中学校費の中学校運営事業の賃金に振り替えるものでございます。教育振興事業では、長栄文庫寄附金により、教材等を購入するものでございます。

10 款 4 項幼稚園費では、土庄幼稚園の修繕費用にかかるものでございます。

10 款 5 項社会教育費では、旧大鐸小学校校舎改修事業にかかる国の交付決定による国費の減額と一般財源を地方債に振り替える財源更正でございます。

32 ページになります。

中央図書館運営事業では、香川県図書館協会研修事業補助金を用いまして、読み聞かせのボランティアに対して、講師派遣研修を開催するものでございます。中央図書館維持管理費では、ライオンズクラブからの寄附による図書購入費でございます。教育集会所維持管理費では、小海集会所の施設修繕費にかかるものでございます。学力向上総合推進事業では、社会教育指導員 1 名の賃金を隣保館運営費に振り替えるものでございます。

11 款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費では、台風 2 号による災害復旧

費でありまして、元目地区の薬香池と馬越地区の農地の復旧費でございます。財源は、薬香池が国費 3 分の 2 と、地方債 270 万円を充当いたしております。農地につきましては、国費 2 分の 1、地方債 30 万円、個人負担金 9 万 4 千円となっております。

34 ページになります。

11 款 2 項土木施設災害復旧費では、町道番川原線ほか 5 件の道路と長浜地区ほか 2 件の水路の復旧費でございます。

なお、今回の補正において、一般財源が増額になりますけれども、これは普通交付税により充当いたしております。

次に 6 ページをお開きください。

第 2 条地方債の補正でございますけれども、目的は、旧大鐸小学校校舎改修事業、消防ポンプ自動車購入事業及び農業施設、農地の災害復旧事業として、災害復旧債を新たに追加しようとするものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は、1 億 2,876 万 3 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと、68 億 4,511 万 6 千円となっております。

次に 39 ページをお開きください。

議案第 2 号、平成 23 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号でございます。第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、44 ページになります。

歳出といたしまして、1 款総務費 1 項総務管理費では、一般管理事業として、国保連合会が導入する電子カルテシステムの導入が当初より延期されたことにより、現在のシステム委託料及び臨時職員の賃金が引き続き必要となるものでございます。

8 款保健事業費 3 項特別総合保健事業費では、やすらぎプラザの電気施設及び空調設備の修繕にかかるものでございます。

11 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金の返還金事業では、国民健康保険事業にかかる平成 22 年度分の精算に伴う国庫等への返還金になります。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は、1,019 万 5 千円の増額となり、補正前の予算額と合計いたしますと、19 億 706 万 9 千円となっております。

次に 47 ページをお開きください。

議案第 3 号、平成 23 年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号でございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、52 ページになります。

歳出といたしまして、1 款総務費 1 項総務管理費の一般管理事業では、水質分

析機器の修繕費にかかるもので、財源は、加入分担金及び一般会計からの繰入金としております。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は、315万円の増額となりまして、補正前の予算額と合計いたしますと、2,637万7千円となっております。

次に55ページをお開きください。

議案第4号、平成23年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第2号でございます。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳出といたしまして、64ページになります。

1款総務費1項総務管理費では、緊急雇用創出金事業として、介護認定調査員を臨時雇用するもので、全額県費を財源としたものでございます。

1款4項趣旨普及費の高齢者地域活動拠点整備事業では、各地区の高齢者の活動拠点の施設整備などを通じて、介護予防活動の普及を図るために要する費用であり、全額県費を財源とした一般会計からの繰入金でございます。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金の返還金事業では、介護保険事業における平成22年度分の清算にかかる国庫等への返還金になります。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は、2,075万円の増額となり、補正前の予算額と合計いたしますと、14億5,068万7千円となっております。

次に67ページをお願いいたします。

議案第5号、平成23年度土庄町病院事業会計補正予算第2号でございます。

病院事業会計では、1款資本的支出1項建設改良費といたしまして、予備酸素設備工事にかかるもの及び電子カルテシステム導入支援業務にかかる委託料になります。事業費は、資本的支出において、945万円の補正予定額としております。

次に73ページをお開きください。

議案第6号、平成22年度土庄町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び土庄町公営企業会計決算の認定についてでございます。地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、平成22年度一般会計、特別会計歳入歳出決算及び平成22年度土庄町公営企業会計決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

次に75ページをお開きください。

議案第7号、土庄町辺地に係る総合整備計画についてであります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上特例措置等に関する法律第

3条の規定に基づきまして、1事業の総合整備計画を定めたく、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますけれども、旧大鐸小学校校舎改修工事でございますが、辺地の概況につきましては、事業費が1億331万円で、肥土山地区、黒岩地区、小馬越地区、笠滝地区の4地区を指定するものでございます。

引き続きまして、条例議案につきまして、ご説明申し上げます。

次に81ページをお開きください。

議案第8号、土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。審議資料につきましては、1ページになります。スポーツ振興法が全部改正されまして、スポーツ基本法が施行されたことに伴いまして、委員の名称が変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に83ページをお開きください。

議案第9号、土庄町収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例でございます。審議資料は、3ページになります。平成23年3月31日をもちまして、登記特別会計が廃止されまして、登記印紙が収入印紙に統合されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

次に85ページをお開きください。

議案第10号、土庄町体育指導委員に関する条例を廃止する条例でございますが、スポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が施行されまして、規則委任されたことに伴い、本条例を廃止しようとするものでございます。

次に87ページをお開きください。

議案第11号、土庄町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。審議資料は、5ページになります。災害弔慰金の支給に関する法律の一部を改正する法律が施行されまして、平成23年3月11日以降に生じた災害に関して適用されることになったことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（上川正衛君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 11 号）

○議長（上川正衛君）

ただ今、説明のありました議案第 1 号、平成 23 年度土庄町一般会計補正予算第 5 号から議案第 11 号、土庄町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例までの議案について、質疑を行います。

なお、議案第 1 号から議案第 5 号までと議案第 7 号から議案第 11 号までについては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解のうえ、質疑をお願いいたします。質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、議案第 1 号から議案第 11 号までの議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託

○議長（上川正衛君）

ただいま議題となっております、議案第 1 号から議案第 5 号までと議案第 7 号から議案第 11 号までの各議案については、会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 5 号までと議案第 7 号から議案第 11 号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

決算特別委員会の設置

○議長（上川正衛君）

日程第 15、発議第 1 号、決算特別委員会の設置については、議員提案であります。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○議長（上川正衛君）

11 番 川口幸路君。

○11 番（川口幸路君）

発議第 1 号、決算特別委員会の設置をご提案申し上げます。

平成 22 年度土庄町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び土庄町公営企業会計決算の認定につきましては、土庄町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置して付託審議とするものであります。

委員会の名称、決算特別委員会、設置の期間、議決の日から決算審査終了まで、委員の定数、7 名。理由としては、決算の重要性を考慮し、町の財政構造、行政効果の達成状況等について特に精密な検討を加え、今後予算案の審査上参考としたいので、専門的に審査を行うため、特別委員会を設置しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（上川正衛君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑

○議長（上川正衛君）

ただ今、説明のありました発議第 1 号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決

○議長（上川正衛君）

発議第 1 号、決算特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長(上川正衛君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩

○議長(上川正衛君)

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 20 分

再 開 午前 11 時 24 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長(上川正衛君)

再開いたします。

決算特別委員会委員の選任

○議長（上川正衛君）

日程第 16、決定第 1 号、決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本特別委員会委員の選任については、本町議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

おはかりいたします。

本特別委員会委員の選任については、議長において指名いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（上川正衛君）

それでは、決算特別委員会委員に

1 番 福本耕太君	2 番 濱中幸三君	4 番 山崎勝義君
7 番 泊 満夫君	8 番 山本良熙君	10 番 井上正清君

そして、14 番 上川正衛です。

以上 7 名の諸君を指名いたします

○議長（上川正衛君）

お諮りいたします。

ただいま指名の諸君を決算特別委員会委員に決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名の諸君が決算特別委員会委員に決定いたしました。

休憩

○議長（上川正衛君）

この際、暫時休憩いたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の選

任をお願いいたしたいと思えます。

休 憩 午前 11 時 25 分

再 開 午前 11 時 29 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（上川正衛君）

再開いたします。

決算特別委員会正副委員長の決定

○議長（上川正衛君）

休憩中に決算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、ご報告いたします。

委員長、泊 満夫君、

副委員長、山崎勝義君

以上でございます。

委員会付託

○議長（上川正衛君）

日程第 9、議案第 6 号、平成 22 年度土庄町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び土庄町公営企業会計決算の認定についてを議題といたします。

おはかりいたします。

議案第 6 号については、先ほど設置いたしました決算特別委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号については、決算特別委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決しました。

請願第 1 号

○議長（上川正衛君）

日程第 17、請願第 1 号、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書の提出を求める請願を議題といたします。

請願第 1 号は、お手元に配布いたしました請願書の写しのとおりであります。会議規則第 91 条により総務建設常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（上川正衛君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

散 会 午前 11 時 31 分